

沿道飲食店等の路上利用に係る占用許可基準の緩和措置期間を再延長します

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、令和2年7月2日から沿道飲食店等の路上利用（テイクアウトやテラス営業等）に係る占用許可基準の緩和措置を行っております。

緩和措置の期間については、令和3年9月30日（木）までとじていましたが、新型コロナウイルス感染症の状況及び制度の実施状況等を踏まえ、令和4年3月31日（木）まで再延長いたします。

また、新規の占用許可申請についても、同様に取り扱います。

1 再延長後の期間

令和4年3月31日（木）まで（再延長前 令和3年9月30日（木））

2 実施状況

川崎駅東口周辺の4商店街において、テラス営業等を実施中
なお、併せて各商店街において道路の清掃活動等を実施中

3 緊急措置の概要

別紙のとおり

問合せ先

川崎市建設緑政局道路管理部路政課 担当 柿沼

電話 044-200-2808